

鹿沼市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

1 監査の対象、日程及び実施場所

(1) 保健福祉部、教育委員会

(令和2年12月24日 市役所501会議室)

(2) 市民部、こども未来部、監査委員事務局

(令和3年3月25日 市役所501会議室)

2 監査の主な実施内容

(1) 令和2年度における関係諸帳簿、備品等の保管・整備状況

(2) 公金収納における現金の取扱い

3 監査の着眼点

(1) 公金収納における現金の取扱いについて

ア 現金の収納事務は適切に行われているか

イ 現金の保管及び払込みは適切に行われているか

ウ 関係帳簿は適切に整備されているか

4 監査結果

関係諸帳簿、備品等の保管・整備状況、及び公金収納における現金の取扱いについて監査し、全般的におおむね適正であると認められた。

なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

5 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

ア 現金の収納事務について、地方自治法及び鹿沼市財務規則に基づき、適正な事務体制となることを望む。

イ 現金出納簿について、現金出納簿は金額の突合及び実績を把握する際に有効であり、作成されることを望む。また、マニュアルについても、事務の標準化及び効率化を図るために重要であるとともに、事務引継ぎにも有効であり、整備されることを望む。